

住田町公式 YouTube チャンネル運用方針

1 基本情報

- (1) アカウント名 住田町【公式】
- (2) 運用部署 住田町企画財政課

2 利用目的

住田町の魅力を町内外に広く発信し、交流人口・関係人口の拡大や町政への理解促進を目的とし、下記の内容を配信するものとする。

- (1) 町の施策・事業に関する情報
- (2) 町内のイベント情報
- (3) 町の話題・観光情報
- (4) その他、運用部署が発信することが適当と認める情報

3 動画の投稿等

動画の投稿及びコメントは勤務時間中に企画財政課が行う。ただし、それ以外の時間に投稿する場合がある。

4 禁止事項

当アカウントに対するコメントについては、次の事項に当てはまる投稿を禁止する。

- (1) 法律・法令などに違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 犯罪行為を助長するもの
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (5) 本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (6) 町又は第三者になりすますもの
- (7) 記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
- (8) 政治や選挙、宗教活動又はこれらに類似するもの
- (9) わいせつな内容を含む不適切なもの
- (10) 投稿又は投稿内の写真・イラスト・音声・動画及び記事そのものを広告・宣伝・勧誘・営業活動、商品化、その他営利目的で使用するもの
- (11) 町や第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権、その他知的財産権などを侵害するもの
- (12) 当アカウントの投稿内容に対して、著しくかけ離れているもの
- (13) 各種ソーシャルメディアの利用規約に反するもの
- (14) その他、アカウント運営上、不適當であると判断されるもの

5 コメントへの回答

当アカウント宛のコメント・メッセージには、次の事項に該当し、即答できるもの・既成の事実・ソーシャルメディア上で投稿しても問題ないと判断したものに限り、回答する。

- (1) 投稿内容に対する質問
- (2) 投稿内容に対する具体的な問い合わせ
- (3) 投稿内容に対する修正や訂正
- (4) 投稿内容に対する苦情
- (5) 投稿内容に対する誤解が認められ、説明を行うことが適当なもの
- (6) その他、説明を行うことが適当なもの

6 コメントの削除

運用部署は、当アカウントの投稿内容に関係ないコメントや、「4 禁止事項」に掲げる事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、その全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。

7 知的財産権

当アカウントに掲載されている、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、住田町又は正当な権利を有する者に帰属する。また、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできない。

8 免責事項

- (1) 当アカウントに投稿されたコメントに関して、住田町は一切の責任を負わない。
- (2) 閲覧者が当アカウントの情報をういて行う一切の行為について、住田町は一切の責任を負わない。
- (3) 当アカウントによる投稿は、細心の注意を払うが、情報の正確性・完全性・有用性などについて保証するものではない。
- (4) コメント等の投稿に係る著作権等は、当該投稿者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、当該投稿者は住田町に対して、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、住田町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- (5) 当アカウントに関連して生じた利用者間又は閲覧者と第三者間のトラブル又はその被った損害について住田町は一切の責任を負わない。
- (6) 当アカウントは予告なしに投稿内容・形式の変更、サービスを停止又は終了することがある。